



指定介護老人福祉施設めすら荘

利用料金表(1割負担)

*この表は、30日換算です。

ユニット型		要介護1(単位:670)				要介護2(単位:740)				要介護3(単位:815)				要介護4(単位:886)				要介護5(単位:955)			
所得段階		第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
(居住費の減額負担額)		880	1,370	1,370	2,066	880	1,370	1,370	2,066	880	1,370	1,370	2,066	880	1,370	1,370	2,066	880	1,370	1,370	2,066
(食費の標準負担額)		390	650	1,360	1,595	390	650	1,360	1,595	390	650	1,360	1,595	390	650	1,360	1,595	390	650	1,360	1,595
利用者負担額	介護サービス費用の1割	20,100				22,200				24,450				26,580				28,650			
	各種加算	6,483				6,777				7,092				7,390				7,680			
	居住費	26,400	41,100	41,100	61,980	26,400	41,100	41,100	61,980	26,400	41,100	41,100	61,980	26,400	41,100	41,100	61,980	26,400	41,100	41,100	61,980
	食費	11,700	19,500	40,800	47,850	11,700	19,500	40,800	47,850	11,700	19,500	40,800	47,850	11,700	19,500	40,800	47,850	11,700	19,500	40,800	47,850
計		64,683	87,183	108,483	136,413	67,077	89,577	110,877	138,807	69,642	92,142	113,442	141,372	72,070	94,570	115,870	143,800	74,430	96,930	118,230	146,160
高額介護サービス費		▲ 11,583	▲ 1,983	▲ 1,983	0	▲ 13,977	▲ 4,377	▲ 4,377	0	▲ 16,542	▲ 6,942	▲ 6,942	0	▲ 18,970	▲ 9,370	▲ 9,370	0	▲ 21,330	▲ 11,730	▲ 11,730	0
実負担額		53,100	85,200	106,500	136,413	53,100	85,200	106,500	138,807	53,100	85,200	106,500	141,372	53,100	85,200	106,500	143,800	53,100	85,200	106,500	146,160

※介護負担割合 2割・3割の方は介護サービス費の費用がそれぞれ2割負担、3割負担となります。

※生活保護受給者の方(1段階)は、介護サービス費15,000円+食費9,000円=24,000円(上限)となります。

【加算内訳】

介護職員処遇改善加算・・・介護サービス費と各種加算を算定した単位数の14%
 夜勤職員配置加算(Ⅳ)口・・・21円/日 個別機能訓練加算(Ⅰ)・・・12円/日
 褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)・・・3円/月 又は 褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)・・・13円/月
 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)(Ⅱ)・・・15円/月 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 10円/月

日常生活継続支援加算・・・46円/日
 個別機能訓練加算(Ⅱ)・・・20円/月
 科学的介護推進体制加算(Ⅱ)・・・50円/月

看護体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)・・・12円/日
 栄養マネジメント強化加算・・・11円/日
 協力医療機関連携加算(Ⅰ)・・・50円/月

【社会福祉法人軽減制度を利用した場合】

計	64,683	87,183	108,483	136,413	67,077	89,577	110,877	138,807	69,642	92,142	113,442	141,372	72,070	94,570	115,870	143,800	74,430	96,930	118,230	146,160
社会福祉法人軽減額	▲ 9,525	▲ 21,796	▲ 27,121	-	▲ 9,525	▲ 22,394	▲ 27,719	-	▲ 9,525	▲ 23,035	▲ 28,360	-	▲ 9,525	▲ 23,642	▲ 28,967	-	▲ 9,525	▲ 24,232	▲ 29,557	-
軽減後の負担額	55,158	65,387	81,362	-	57,552	67,182	83,157	-	60,117	69,106	85,081	-	62,545	70,927	86,902	-	64,905	72,697	88,672	-
高額介護サービス費	▲ 11,583	0	0	-	▲ 13,977	0	0	-	▲ 16,542	0	0	-	▲ 18,970	▲ 877	▲ 877	-	▲ 21,330	▲ 2,647	▲ 2,647	-
実負担額	43,575	65,387	81,362	-	43,575	67,182	83,157	-	43,575	69,106	85,081	-	43,575	70,050	86,025	-	43,575	70,050	86,025	-

利用料金表（2割負担）

ユニット型		要介護 1 (単位:670)	要介護 2 (単位:740)	要介護 3 (単位:815)	要介護 4 (単位:886)	要介護 5 (単位:955)
所得段階		第4段階	第4段階	第4段階	第4段階	第4段階
(居住費の減額負担額)		2,066	2,066	2,066	2,066	2,066
(食費の標準負担額)		1,595	1,595	1,595	1,595	1,595
利用者負担額	介護サービス費用の2割	40,200	44,400	48,900	53,160	57,300
	各種加算	12,965	13,553	14,183	14,779	15,359
	居住費	61,980	61,980	61,980	61,980	61,980
	食費	47,850	47,850	47,850	47,850	47,850
計		162,995	167,783	172,913	177,769	182,489

利用者負担段階と負担限度額(1日あたり)

利用者負担段階		負担限度額	
		居住費・滞在費	食費
第1段階	生活保護を受けている方 または 高齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方 かつ 預貯金等の合計額が1,000万円以下の方	ユニット型個室	880円
		ユニット型個室的多床室	550円
		従来型個室	380円
		多床室	0円
第2段階	世帯全員が市民税非課税の方で、 本人の合計所得金額と課税年金収入と 非課税年金収入の合計が80万円以下の方 かつ 預貯金等の合計額が650万円以下の方	ユニット型個室	880円
		ユニット型個室的多床室	550円
		従来型個室	480円
		多床室	430円
第3段階①	世帯全員が市民税非課税の方で、 本人の合計所得金額と課税年金収入と非課税年金収入 合計が80万円より上で120万円以下の方 かつ 預貯金等の合計額が550万円以下の方	ユニット型個室	1,370円
		ユニット型個室的多床室	1,370円
		従来型個室	880円
		多床室	430円
第3段階②	世帯全員が市民税非課税の方で、 本人の合計所得金額と課税年金収入と 非課税年金収入の合計が120万円より上の方 かつ 預貯金等の合計額が500万円以下の方	ユニット型個室	1,370円
		ユニット型個室的多床室	1,370円
		従来型個室	880円
		多床室	430円
第4段階	上記以外の方	負担限度額なし（居住費2,066円 食費1,445円）	

利用料金表（3割負担）

ユニット型		要介護 1 (単位:670)	要介護 2 (単位:740)	要介護 3 (単位:815)	要介護 4 (単位:886)	要介護 5 (単位:955)
所得段階		第4段階	第4段階	第4段階	第4段階	第4段階
(居住費の減額負担額)		2,066	2,066	2,066	2,066	2,066
(食費の標準負担額)		1,595	1,595	1,595	1,595	1,595
利用者負担額	介護サービス費用の3割	60,300	66,600	73,350	79,740	85,950
	各種加算	19,448	20,330	21,275	22,169	23,039
	居住費	61,980	61,980	61,980	61,980	61,980
	食費	47,850	47,850	47,850	47,850	47,850
計		189,578	196,760	204,455	211,739	218,819

(※1) 別世帯に配偶者がいる場合は、その配偶者が住民税非課税であることも必要です。

(※2) 上記の負担限度額の適用を受けるためには、預貯金額等が配偶者と合わせて、基準額+1,000万円以下であることも必要です。

(※3) 平成28年8月からは従来の要件に非課税年金（遺族・障害年金など）も含まれるよう変更されました。

(※4) 令和3年8月のサービス利用分から、市町村民税課税世帯の1ヶ月の負担の上限額が変更となっています。

「生活保護を受給している方等」の世帯→(世帯) 15,000円

「市町村民税非課税世帯で公的年金等収入額+その他の合計所得金額が80万円以下の方」→(個人) 15,000円 (世帯) 24,600円

「市町村民税非課税世帯で公的年金等収入額+その他の合計所得金額が80万円を超える方」→24,600円

「課税所得380万円(年収約770万円)未満」の世帯→44,400円

「課税所得380(年収約770万円)~690万円(年収約1,160万円)未満」の世帯→93,000円

「課税所得690万円(年収約1,160万円)以上」の世帯→140,100円